

平成26年度 第1回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

【招集年月日】 平成26年8月25日

【開催日時】 平成26年9月25日（木） 14:00～15:55

【会場】 習志野市役所 仮庁舎3階大会議室

【出席者】

（委員）

市角委員、櫛方委員、杉林委員、廣瀬委員、細川委員
真船委員、三代川委員、八木ヶ谷委員、山森委員

以上9名

〈五十音順〉

（市職員）

宮本市長、市川市民経済部長、安達市民経済部次長、
[国保年金課]

江川国保年金課長、星野市民経済部主幹、

菊池国民健康保険係長、三代川調整係長

半田主査補、小澤主任主事、大野主事補、神宮司主事補

[健康支援課]

中村保健福祉部主幹、白髭健康診査係長、上村主任技師

〈記録：国保年金課 大野主事補〉

【欠席者】 新委員、田中委員、林委員、柳委員

【傍聴者】 0名

【議題】

諮問事項 （1）出産育児一時金の改定について

報告事項 （1）平成25年度国民健康保険特別会計決算について

（2）国民健康保険の制度改正の動向について

（3）その他

開 会

- ・ 真船会長より会議が開会され、
 - 本日の出席委員が定足数に達しているため会議が成立すること
 - 本日の運営協議会は原則公開とすること
 - 会議録については要点筆記とすること
 - 傍聴希望者なしであることが確認された。
- ・ 審議に先立ち、宮本市長から挨拶があった。
- ・ 宮本市長から真船会長へ諮問書の提出がされた。
(この後、市長は公務のため退席)
- ・ 市川部長（市）より事務局職員の紹介をした。

諮問事項

会長の指示により、江川課長（市）が諮問事項（１）について、資料に基づきスクリーンにて説明した。内容は次のとおり。

なお、説明に先立ち、江川課長（市）より、資料「平成２６年度第１回習志野市国民健康保険運営協議会諮問事項概要」の「改定の影響額（通年ベース）」の表中、計の件数を「**151** 件」から「**155** 件」に訂正した。

★諮問事項（１）出産育児一時金の改定について

○平成２７年１月より産科医療保障制度の掛金が、３万円から１万６千円に改定されるに伴い、健康保険法施行令も改定され、出産育児一時金についても昨今の出産費用の増加を鑑み、総額４２万円を維持した中で本体部分を３９万円から４０万４千円に引き上げることとなった。

○産科医療保障制度では、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺に対しての補償として、掛金を３万円としていたが、制度創設時の平成２１年から２６年にかけて約８００億円の剰余金が見込まれるため、補償基準の見直し及び、剰余金の掛金への充当などにより、産科医療保障制度の改定に至った。

○出産育児一時金について、出産費用は増加しているが、医療保険財政は厳しい状況にあり、出産育児一時金の総額を引き上げることは困難であるため、本体部分を引き上げ、総額を維持するという決定が社会保障制度審議会医療保険部会にてなされたため、改定となった。

▽以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び、事務局の回答は下記のとおり。

質疑 今回の改定で出産育児一時金の本体額が、３９万円から４０万４千円に変更されるとのことだが、その金額が被保険者に支給されるという理解でよろしいか。

回答 現行の金額で説明すると、本体部分の３９万円は必ず支給されるものであり、ほとんどの産婦人科等は、産科医療保障制度に加入しているため、加算分の３万円も支給し、合わせて４２万円が被保険者に支給されるものである。被保険者は、出産費用として、分娩費用に産科医療保障制度の掛け金３万円を加えた額を医療機関に支払い、医療機関は、掛け金の３万円を日本医療機能評価機構に納めるという流れになっている。また、現在は、被保険者が出産費用を一時負担せずに済むように、保険者が医療機関に出産育児一時金を直接支払う、直接支払制度というものが導入されている。

質疑 産科医療保障制度に加入している場合の加算額が３万円から１万６千円に減額されるとのことだが、約８００億円もの剰余金があるのであれば、減額する必要はないのではないかと思うが、減額した理由はどんなものか。

回答 加算額が減額されるのは、産科医療保障制度の掛け金が減額されるためである。剰余金を掛け金に充当することで、産科医療保障制度の掛け金を３万円から１万６千円に減額するため、それに合わせて、出産育児一時金の加算額も減額するものである。

質疑 条例改正案、改正後中の「これに３０，０００円を上限として加算するものとする。」とあるが、１６，０００円ではないのか。

回答 あくまでも上限額は３０，０００円として条例上残し、規則において加算額を１６，０００円に改定するものである。

質疑は以上である。

諮問事項（１）承認に関しての異議なし。同意すべきものとする。

諮問事項（１）を承認する。

報告事項

▽会長の指示により、報告事項（１）について、江川課長（市）が過去からの推移や習志野市国民健康保険の特徴も含め、資料に基づき、スクリーンにて説明した。
内容は次のとおり。

○平成２５年度の決算状況の概要としては、歳入総額約１４６億８千万円で、歳入の主なものは保険料、国庫支出金、前期高齢者交付金である。歳出総額は約１４４億５千万円で、歳出の主なものは、保険給付費が大半を占めており、次いで後期高齢者支援金等、介護納付金である。

○高齢化等に伴い、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金が増加している一方で、保険料収入は年々減少している。また、赤字補てん繰入金について、歳出では医療費の伸びが少なかったこと、歳入では東日本大震災の影響で特別調整交付金が前年度に引き続き２億円以上増額されたことにより繰入額が少ないが、今後は伸びざるを得ない状況である。

○国保財政の課題として、被保険者数の減少に伴い、収納率は上昇しているが依然として保険料収入は減少しており、医療の高度化により１人あたりの保険給付費は増加を続けているため、医療費を抑制、及び保険料収入を増加させるための取り組みが不可欠である。料率改定により保険料収入が増額していく可能性はあるが、さらなる取り組みについても検討していく必要がある。

▽以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

質疑 被保険者が減少している要因は何が考えられるのか。

回答 １点は、高齢化の影響により国民健康保険から後期高齢者制度へ移行する被保険者の増加、もう１点は、昨今の景気回復の影響により国民健康保険から社会保険へ移行する被保険者の増加が考えられる。
資格異動の理由別詳細は別紙追加資料の通りである（別紙「年度別被保険者数増減の状況」を追加資料として配布）。

質疑 平成２５年度特別調整交付金が約３億７千万円とあるが、金額はどのようにして決定されているのか。

回答 特別調整交付金とは、国の定めた様々な条件により支給される交付金であり、平成２５年度の約３億７千万円の内、約２億７千万円が東日本大震災分としての交付である。

▽引き続き、報告事項（２）「国民健康保険の制度改革の動向について」江川課長（市）より説明があった。
内容は次のとおり。

○社会保障制度改革プログラム法について、中間整理が平成２６年８月に行われた。財政上の構造問題の解決策として、保険者支援制度の拡充の早期実施（前段階として保険料軽減枠の拡大が実施されている）、追加公費の投入、財政安定化基金の創設などによる財政リスクの分散が挙げられるが、引き続き検討中であり、できる限り早期に規模や具体策を提示していくとのことである。

○保険者の市町村から都道府県への移行に伴う役割分担について、財政運営は都道府県が担い、市町村は、保険料率の決定及び保険料の賦課・徴収を担うこととなる。市町村が徴収した保険料を基に、都道府県が市町村ごとの医療費水準等を考慮し決定した「分賦金」を都道府県に納付するといった流れとなる。
保険料水準の平準化及び、保険給付・資格管理・保健事業について、保健事業は市町村で行うが、保険料水準の平準化の具体案や保険給付の決定、資格管理等については引き続き検討することとされている。

○今後の制度改革の予定として、引き続き検討・協議するものは国保基盤強化協議会にて継続検討され、平成２７年中には関係法令の改正（制度設計、都道府県の方針等）を予定しており、平成２９年度には都道府県による運営を開始する予定となっている。

▽以上の説明に対し、質疑がなかったため、引き続き報告事項（３）その他として、江川課長（市）より説明があった。
内容は次のとおり。

○保険料率等の改定についての広報活動として、「広報習志野」への改定内容の掲載や、７月中旬に発送する納入通知書に説明文を同封し、加入している全世帯への周知を図った。

○ジェネリック医薬品の普及促進事業として、ジェネリック医薬品利用差額通知を年２回実施し、今後も同様に実施する予定である。また、７月中旬に発送する更新分被保険者証に今年度よりジェネリック医薬品希望シールを同封することとした。こちらも更新の都度配布する予定である。

○特定健診・保健指導について、平成２５年度よりチャレンジセミナーを実施しており、今後も年６回実施予定である。平成２６年度より民間委託による保健指導

も開始されており、対象者に随時実施していく。

▽以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

質疑 生活保護受給者のジェネリック医薬品の使用に関して、制限等はあるのか。

回答 原則はジェネリック医薬品を使用することとなっているが、制限等はない。

意見 今年度より配布されたジェネリック医薬品希望シールは、被保険者のジェネリック医薬品使用への動機付けの観点から今後も配布を継続し、このような普及事業をさらに増加していただきたい。

○次回の運営協議会を平成27年1月29日（木）午前10時に予定しており、プログラム法について、より詳しい説明ができる可能性があるとの案内があった。

・以上で報告事項が終了した。

閉 会

真船会長より閉会が宣言された。